

## 社会福祉法人ほのぼの会 役員等報酬規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 ほのぼの会（以下「当法人」という）定款第八条及び 第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### （報酬等の支給）

第2条 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### （非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額、費用弁償の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1） 報酬、費用弁償額については、別表1に定める額
- （2） 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表2に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 2 交通費の実費が、費用弁償額を超える場合には、その実費とする。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は、実情を考慮し増額することができる。
- 5 旅費等は、原則として事前に概算額を支払い、出張終了後精算する。

### （当法人職員給与との併給）

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### （報酬等の支給方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 理事長の報酬については、職員給与支給日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### （公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### （改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### （補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 付 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
 付 則 この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。  
 付 則 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。  
 付 則 この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1（非常勤役員等の報酬、費用弁償額）

（1）評議員

	日額(税込、源泉徴収後)	費用弁償
評議員会への出席	4,000 円	1,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円	実費

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

（2）理事

	日額(税込、源泉徴収後)	費用弁償
理事会等会議への出席	4,000 円	1,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円	実費

（3）理事長

	月額
業務執行、役員会議等への出席、その他法人業務のための出勤	210,000 円

（4）監事

	日額(税込、源泉徴収後)	費用弁償
評議員会・理事会等会議への出席 監事監査等への出席	4,000 円	1,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円	実費

別表 2（旅費）

	日額
交通費	ほのぼの会職員旅費支給規程に準ずる
日当（宿泊を伴う場合のみ）	2,000 円
宿泊料	9,000 円